

仕様書

1. 件名

超分散環境における効率的なグラフ処理システムの研究開発支援

2. 研究の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所インテリジェントプラットフォーム研究部門（以下「産総研」という。）では、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／ポスト5G情報通信システムの開発／超分散コンピューティング基盤の研究開発」において超分散環境における効率的なグラフ処理プラットフォームを研究開発している。特に、グラフニューラルネットワーク（以下「GNN」という。）のための分散グラフ処理プラットフォームと分散ストリームに基づくグラフ処理プラットフォームを開発し、それらの評価や実証、応用等の開発を進めている。

3. 作業の概要

PyTorch や PyGeometric を用いた GNN のための分散グラフ処理プラットフォームおよび Apache Flink や Apache Kafka を用いた分散ストリームに基づくグラフ処理プラットフォームに関する研究開発の一部として、当該プラットフォームの改良および機能拡張、関連技術調査、評価検証用プログラム等の作成、性能評価検証、応用への適用拡張などを実施する必要がある、当該作業はこれらの研究開発の支援をするものである。

4. 作業項目

研究開発に関して以下の支援業務を行うこと。

- ・ 一般共通支援業務
- ・ プラットフォーム改良・機能拡張支援業務
- ・ 関連技術調査支援業務
- ・ 性能評価検証用プログラム等作成支援業務
- ・ 性能評価検証支援業務
- ・ 応用適用拡張支援業務

5. 作業項目別仕様

5-1. 一般共通支援業務

「4. 作業項目」の各支援業務に対して必要に応じて共通的に以下の業務を行うこと。

(1) 会議への参加

(ア) 調達請求者が「5-1. (4) (5)」とは別に主催・参画する各種会議へ参加要請があった場合、

参加すること。原則としてリモートの可否は問わないものとする。

※なお、対面の場合の交通費は、受注者が負担すること。

- (イ) 会議について、参加者へのスケジュール調整が必要である場合、調整対応を行うこと。
- (ウ) 会議において、本業務に関する報告や確認等について要請がある場合、対応すること。
- (エ) 事前に書類の作成が必要である場合、作成を行うこと。
- (オ) 必要に応じ、議事録を作成すること。
- (カ) 発生した技術的課題に対し、技術的支援を行うこと。

(2) ドキュメント・フォーマット・テンプレート・ソフトウェアの整理

- (ア) 取り扱うドキュメント、フォーマット、テンプレート、ソフトウェアについて、調達請求者の指示にそって、設計・作成・修正等の支援を行うこと。
- (イ) 改定が発生した場合に、改定版の取得、作成、周知を行うこと。
- (ウ) 台帳を整備し、改定履歴を記載すること。

(3) 作業報告

- (ア) 業務従事者は、以下の(4)、(5)に規定する報告会を開催し、調達請求者に連絡及び報告を行うこと。
- (イ) 作業については、調達請求者へ随時報告すること。なお、各報告会で報告する報告書については、原則電子媒体とするが、紙媒体で報告する場合は、調達請求者が指定する部数の紙媒体を用意すること。また、各報告の書面構成は、事前に、調達請求者の承認を得ること。
- (ウ) 緊急な要件や詳細な説明が必要な場合等については、業務従事者が必要性を判断し、調達請求者にリモート会議などで報告すること。リモート会議などで話した内容は E メール等にまとめエビデンスとして残すこと。
- (エ) 報告会は、原則として調達請求者が指定する場所で行うこと。

(4) 週次報告会

- (ア) 少なくとも週に1回の報告会を開催すること。また、必要に応じて複数回の報告会を開催すること。
- (イ) 週次報告書を作成し、提出を行うこと。週次報告書には、以下の内容を含めること。
 - ① 週次作業概況（調査結果、検証結果の内容を含むこと）
 - ② 課題・リスク状況
 - ③ ドキュメント改版履歴
 - ④ 作業・イベント予定
 - ⑤ その他産総研が必要とする資料と報告

(5) 月次報告会

(ア) 少なくとも月に1回の報告会を開催すること。また、必要に応じて複数回の報告会を開催すること。

(イ) 月次報告会は週次報告会と兼ねることができることとする。

(ウ) 月次報告書を作成し、提出を行うこと。月次報告書には、以下の内容を含めること。

- ① 月間作業概況（週次報告書の内容を含むこと）
- ② 課題・リスク状況
- ③ ドキュメント改版履歴
- ④ 作業・イベント予定
- ⑤ その他産総研が必要とする資料と報告

5-2. プラットフォーム改良・機能拡張支援業務

プラットフォーム改良・機能拡張支援業務において、調達請求者の求めに応じて、以下の業務について対応し、業務内容を報告すること。

- (1) 分散 GNN グラフ処理プラットフォームおよび分散ストリームグラフ処理プラットフォームに関して、調達請求者の指示に沿って改良および機能拡張のための設計、管理、整理、実装、デバッグ、評価等の支援を行うこと。
- (2) 実施内容は週次報告書として整理し、週次報告会にて報告すること。
- (3) プラットフォーム改良・機能拡張支援において、産総研職員あるいは他のエンジニアへの情報提供および技術サポートを行うこと。

5-3. 関連技術調査支援業務

関連技術調査支援業務において、調達請求者の求めに応じて、以下の業務について対応し、業務内容を報告すること。

- (1) GNN や分散コンピューティング等にかかるグラフ処理基盤に関する技術調査を行い、該当技術の利用可否などを整理、報告を行うこと。
- (2) Apache Spark, Apache Flink, Apache Kafka, Redis 等の利用するミドルウェアの技術調査を行い、該当技術の整理、報告を行うこと。
- (3) 産総研職員あるいは他のエンジニアが作成したプログラムがあるため、それらのプログラムを ABCI や AWS 等のクラウド環境において動作させるための調査、技術的支援を行い、整理、報告を行うこと。
- (4) 調査結果は、週次報告書として整理し、週次報告会にて、報告すること。
- (5) 産総研職員あるいは他のエンジニアへの調査結果に関する情報提供および技術サポートを行うこと。

5-4. 性能評価検証用プログラム等作成支援業務

性能評価検証用プログラム等作成支援業務において、調達請求者の求めに応じて、以下の業務について対応し、業務内容を報告すること。

- (1) 調査結果を元に、該当技術の分散化、高速化などの処理効率化、改善を実施するための設計を行う技術的支援を行うこと。
- (2) 処理効率化、改善する設計内容は、構成図、クラス図などを用いて整理、報告を行うこと。
- (3) 検証用プログラムを動作させるための実行環境（ABCI、Apache Spark、Apache Flink、Apache Kafka 等）の設定に関する技術的支援を行うこと。
- (4) PyTorch、PyGeometric などを用いて、検証用プログラム作成に関する技術的支援を行うこと。
- (5) ソースコードは、GitHub というソース管理リポジトリを利用している。必要に応じて、GitHub ブランチの管理・ブランチ中のソースコードの内部構造の変更などに関して、開発メンバーと共有すること。
- (6) 設計書等は、週次報告書として整理し、週次報告会にて、報告すること。
- (7) 産総研職員あるいは他のエンジニアへの設計、検証用プログラム等に関する情報提供および技術サポートを行うこと。

5-5. 性能評価検証支援業務

性能評価検証支援業務において、調達請求者の求めに応じて、以下の業務について対応し、業務内容を報告すること。

- (1) 学習精度や処理速度、分散化状況を検証するため、データ準備を含めた技術的支援を行うこと。
- (2) 検証結果は、動作検証の結果を整理して効率化を判断するため、比較検証するための資料作成を行うこと。
- (3) 検証結果は、週次報告書として整理し、週次報告会にて、報告すること。
- (4) 産総研職員あるいは他のエンジニアへの検証結果に関する情報提供および技術サポートを行うこと。

5-6. 応用適用拡張支援業務

応用適用拡張支援業務において、調達請求者の求めに応じて、以下の業務について対応し、業務内容を報告すること。

- (1) 上記において開発を進めたシステムにおいて、応用への適用のための拡張において、調達請求者の指示に沿って、応用に関する検討、設計、提案および関連プログラムの開発等の支援をすること。
- (2) 応用適用に関する支援業務内容は、週次報告書として整理し、週次報告会にて、報告すること。
- (3) 産総研職員あるいは他のエンジニアへの検証結果に関する情報提供および技術サポートを

行うこと。

6. 業務時間

- (1) 業務従事者が業務を行う日は原則として開所日とする。
- (2) 業務従事者が業務を行う時間は 9:30 から 18:30 までの間（以下、「管理業務時間」という。）とし、休憩時間は除くこと。なお、管理業務時間を変更する場合は、調達請求者と協議し安全管理上の承認を得ること。
- (3) 受注者の業務責任者が、管理業務時間以外に業務が必要と判断した場合は、調達請求者の安全管理上の承認を得ること。
- (4) 受注者の業務責任者が業務要件や業務場所、業務時間について、一時的に変更することの必要性が生じた場合、調達請求者と協議の上、変更すること。

7. 作成資料

受注者は、業務に必要となる資料等を作成した場合は調達請求者に承認を得たうえで提出すること。承認を得る時には、調達請求者が確認を行う期間を考慮すること。

8. 貸与品

- (1) 業務を行うために必要なものがあれば、調達請求者と協議し貸与品を決定すること。
- (2) 調達請求者がこれまで開発してきたソフトウェアやドキュメント等のうち、業務実施に必要と判断されるものを貸与する。

※貸与品は、納入完了後速やかに返却すること。また、貸与品については十分な注意を払って良好な状態を保つように管理・使用すること。

9. 特記事項

9-1. 業務実施体制

- (1) 受注者は本業務を実施するに当たり、事前に実施計画書を提出し、調達請求者の承認を得ること。また、実施計画書には体制図を含めること。
- (2) 受注者は、原則として受注者のオフィスで対応するものとし、必要に応じて産総研つくばセンター（茨城県つくば市）、もしくは臨海センター（東京都江東区）にて業務に従事すること。なお、オフィス以外（自宅）からのリモートで本業務の対応を実施する場合は、調達請求者の承認を得た上で実施すること。
- (3) 「5. 作業項目別仕様」の業務は、常時並行による業務が発生することを考慮して、本業務を円滑に遂行できる業務従事者の人数とすること。
- (4) 受注者は業務責任者を選任すること。

- (5) 業務責任者が不在になる場合は、代理を選任すること。
- (6) 緊急時の連絡体制を用意すること。

9-2. 業務従事者に求める要件

業務従事者の中で誰かは以下の要件を満たすこと。1名がそれぞれの項目について重複していてもよい。

- (1) 1名以上が、G 検定に合格していること。
- (2) 2名以上が、Python の認定資格を有していること。

9-3. 業務従事者に求める実務経験

業務従事者の中で誰かは以下の要件を満たすこと。1名がそれぞれの項目について重複していてもよい。

- (1) 2名以上が、Python を用いた開発経験があること。
- (2) 2名以上が、Apache Flink と Apache Kafka 等のストリーム処理システムを用いたシステム開発経験が3年以上あること。
- (3) 2名以上が、Apache Flink や Apache Spark 等の関数型分散並列システムを用いた開発経験が3年以上あること。
- (4) 2名以上が、10台以上の並列分散システムでの開発および実行経験があること。
- (5) 2名以上が、関係データベースを用いた開発経験があること。
- (6) 2名以上が、Github を用いた開発経験が3年以上あること。
- (7) 1名以上が、機械学習ライブラリ PyTorch を用いた機械学習システムの開発経験が2年以上あること。
- (8) 1名以上が、GNN 機械学習ライブラリ PyGeometric を用いて分散 GNN 機械学習システムの開発経験があること。

10. 納入の完了

業務完了後、「11. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

11. 納入物品

11-1. 「表1 納品対象一覧」に記載の納入期限までに、納入物品を収めた電子媒体を納入すること。

表1 納品対象一覧

項番	納入物	納入期限	概要
1	実施計画書	契約締結後速やかに提出し、調達請求者の承認を得ること。	業務範囲、業務の進め方、体制図、緊急時の連絡体制、全体スケジュール等を記述すること。
2	月次報告書	翌月 6 営業日までに提出すること。 2026 年 3 月分については、3 月 31 日までに提出し、提出後に発生した作業は、月次報告書に追記し、履行期間終了時に提出すること。	業務対象月に行った業務の詳細を記述すること。業務報告書の確認を持って、毎月の履行確認を行うものとする。（※調達請求者の指示にそって作成したソフトウェア等についても提出すること。）

11-2. 受渡媒体、部数、方法

- (1) 提出物については、日本語で記載すること。
- (2) 「納入物品」については、納品物提出期限までにメールや産総研指定のファイル転送アプリなど調達請求者と相談の上で決定した方法によって、電子媒体で 1 部を納入すること。基本的に納入物品は Microsoft Office など調達請求者が編集可能なファイルとすること。ただし、表 1 の項番 2 は毎月の提出時には電子メールなどによる電子ファイルのみを納入し、2026 年 3 月末に履行期間中の納入物品を電子媒体で納入すること。
- (3) ソフトウェアのパスワードなど同一の媒体に保存するのが望ましくない情報、或いは、原本が紙面の場合は納品方法について別途調達請求者と協議すること。
- (4) 提出物の記載事項や内容の不備について、調達請求者から指摘があった場合には、指摘後速やかに修正し、再提出すること。

12. 納入期間及び納入場所

履行期間：2025 年 10 月 9 日～2026 年 3 月 31 日

履行場所：国立研究開発法人 産業技術総合研究所

茨城県つくば市梅園 1-1-1 中央第一

つくば本部・情報技術共同研究棟 02301

インテリジェントプラットフォーム研究部門

13. 成果の取扱い

- (1) 産総研は、受注者がプログラム作成により得られた技術上の成果のうち産総研が指示するもの（以下「成果」という。）についての利用及び処分に関する権利を専有するものとする。
- (2) 受注者は、成果に係るソフトウェアの著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定す

る権利を含む。)及び意匠登録を受ける権利を産総研に譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。ただし、パッケージ製品に係るものは除く。

(3) 受注者は、産総研に対し、納品した成果品が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。なお、納品した成果品について、第三者の権利侵害の問題が生じ、その結果、産総研又は第三者に費用や損害が生じた場合は、受注者は、その責任と負担においてこれを処理するものとする。

14. セキュリティ要件

14-1. 情報セキュリティポリシーに関する要件

①本業務の遂行に当たっては、産総研の情報セキュリティポリシー(別途定める読み替え条項に従うものとする。以下同じ。)を遵守するとともに、情報セキュリティポリシーにおいて産総研に求められる水準の情報セキュリティ対策を講じること。産総研の情報セキュリティ規程については、下記 URL を参照のこと。その他の情報セキュリティポリシーの詳細については受注者決定後に提示する。

【国立研究開発法人産業技術総合研究所情報セキュリティ規程】

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/securitykitei.pdf

②産総研の情報セキュリティポリシーの見直しが行われた場合は、見直しの内容に応じた情報セキュリティ対策を講じること。なお、対応内容については産総研担当者に事前に報告し承認を得ること。

14.2. その他セキュリティに関する要件

①受注者は、本業務の履行に際して、秘密である旨を示されて貸与を受けた秘密情報を秘密として適切に保持することとし、第三者に開示又は漏洩してはならない。

②受注者は、本業務の履行によって知った一切の情報を本業務の履行以外の目的に利用してはならない。契約終了後も同様とする。

③貸与品は産総研担当者の了解なしに所外に持ち出したり複製してはならない。

④産総研の所外へ持ち出したり複製した貸与品については一覧表を作成し、産総研担当者に提出すること。なお、契約終了後、速やかに返却又は廃棄し、産総研担当者の確認を得たうえで一覧表からの削除を行うこと。

⑤受注者は、契約締結後、情報セキュリティ管理体制を記載したドキュメントを産総研担当者に提出すること。

⑥受注者は、本業務において、受注者の従業員若しくはその他の者によって、意図せざる変更が加えられない管理体制とすること。

- ⑦受注者は、産総研の求めに応じて、資本関係、役員等の情報、委託事業の実施場所並びに委託事業従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- ⑧本業務にかかる情報に関する情報セキュリティインシデントが生じた場合、速やかに報告の上、原因の分析を実施し、産総研担当者と対処内容及び再発防止策を検討すること。当該インシデントへの対処を実施するにあたっては、事前に産総研担当者の確認を得ること。
- ⑨情報セキュリティインシデントが生じたことで、受注者の作業環境等の確認が必要となった場合には、産総研の調査に協力を行うこと。
- ⑩産総研で情報セキュリティインシデントが発生した場合、速やかに調査及び復旧に協力を行うこと。
- ⑪本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、産総研が提示するチェックリストの内容に基づき、適宜情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。
- ⑫産総研担当者より、情報セキュリティ対策の履行が不十分であると指摘された場合は、速やかに是正処置を講ずること。
- ⑬本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、産総研が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合、受注者は、産総研が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ⑭受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、受注者に求めている情報セキュリティ対策を、再委託先が実施することを再委託先に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を産総研に提供し、承認申請書を提出して、事前に産総研の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。
- ⑮本業務の履行においては、十分な秘密保持を行うこと。
- ⑯セキュリティに十分配慮した設計を行い、利用権限のない者が不正にアクセスし、データを閲覧・更新等できない設定、構築を行うこと。
- ⑰本業務の履行において、セキュリティの脆弱性が発見された場合には、対応内容について産総研担当者と協議し、必要に応じて速やかに対応すること。
- ⑱ユーザの不注意、故意等によってデータが失われることのないように保護対策を設けるなど、可用性の確保に十分配慮した対応を行うこと。
- ⑲IPA 発行「安全なウェブサイトの作り方」「安全な SQL の呼び出し方」の最新版に準拠していることを、IPA 発行「セキュリティ実装 チェックリスト」等を参考にチェックし提出すること。準拠が困難な場合は産総研担当者と協議し、代替策を提案すること。
- ⑳本業務の履行において、該当する場合は、以下を含むアプリケーションの脆弱性を回避すること。

- ・ SQL インジェクション

- ・ OS コマンドインジェクション
- ・ ディレクトリトラバーサル
- ・ セッション管理の脆弱性
- ・ アクセス制御欠如と認可処理欠如の脆弱性
- ・ クロスサイトスクリプティング
- ・ クロスサイトリクエストフォージェリ
- ・ クリックジャッキング
- ・ メールヘッダインジェクション
- ・ HTTP ヘッダインジェクション
- ・ eval インジェクション
- ・ レースコンディション
- ・ バッファオーバーフロー及び整数オーバーフロー

⑳ 本業務の履行において、暗号化機能又は電子署名を導入する場合には「電子政府推奨暗号リスト」に記載されたアルゴリズム及びそれを利用した安全なプロトコルを採用すること。また、暗号アルゴリズムが危殆化した場合の対策が講じられていること。

㉑ 本業務の履行において、管理する情報システムのログを点検又は分析を実施した結果、ログの異常を検知した場合には、産総研担当者に報告すること。

㉒ 本業務の履行において、管理する情報システムの不正プログラム対策を実施した結果、定義ファイルの更新失敗、またはマルウェア等を検知した場合には、産総研担当者に通知すること。

㉓ 受注者は、本業務の履行において、第三者のクラウドサービスを利用する場合、原則として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスを利用すること。ただし、登録されているクラウドサービスに利用可能なものが無い場合には、以下いずれかのクラウドセキュリティ認証を取得、または監査フレームワークに対応していること。

【クラウドセキュリティ認証】

ISO/IEC27017 (JIS Q 27017)

JASA クラウドセキュリティ推進協議会 CS ゴールド マーク

米国 FedRAMP Moderate または High

【監査フレームワーク】

AICPA SOC2 または SOC3

また、利用するクラウドサービスの選定にあたっては、国内にデータセンターを持ち、日本法に準拠しているクラウドサービスを選定すること。

㉔ 受注者は、本業務の履行において、第三者のクラウドサービスを除く外部サービスを利用する場合、産総研が受注者に求めている情報セキュリティ対策と同等の対策の実施を、当該外部サービス事業者に課すこと。

②⑥ サプライチェーン・リスクに係る情報セキュリティ上の事象が発生した場合、受注者は原因調査などについて産総研担当者との協議の上、主導的に解決を図ること。

②⑦ 受注者は、受注先及び再委託先において作成した委託事業に係る成果物（システム構成・設定情報、等を含む。産総研に帰属しない著作物を除く。）の納入の完了後速やかに、当該成果物を産総研担当者の許可を得て、抹消すること。また、受注者は、産総研担当者の指示に従い、当該成果物の抹消の確認を受けること。

14. 付帯事項

- ・ 受注者は、調達請求者の求めにより、作業の進捗状況及び作業内容について報告しなければならない。
- ・ 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。
- ・ 本仕様書に定めのないこと項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。
- ・ 請負者の責において及ぼした損害は、請負者が賠償すること。
- ・ サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約を履行しなければならない。
- ・ 納入の完了後1年以内に実施計画書及び月次報告書に発見された記述内容の明確な誤り及び誤字脱字落丁等については、責任をもって無償で修正を実施すること。

以上

サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク（以下「サプライチェーン・リスク」という。）に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に基づく対応を図らねばならない。

2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないうに相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。

②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

5. 受注者の業務責任者等

①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者(契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。)を必要最低限の範囲に限るものとする。

②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

6. 再委託

6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者(再委託先)に請け負わせてはならない。ただし、6.2に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

6.2 第三者への委託に係る要件

- ①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。
- ②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- ③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ(機密保持を含む。)及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。
- ④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- ⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。
- ⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認(立入調査)を得ること。

7. その他

①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は

受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。

- ②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。